

3日獣発第324号
令和4年3月7日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく国家資格未取得者が用いることのできる名称について

令和元年に成立した愛玩動物看護師法につきましては、令和4年5月1日の法の完全施行を前に、本会といたしましても診療現場における法の円滑な運用に向けた検討及び周知活動等を進めているところです。

本会の職域別部会委員会の一つである小動物臨床委員会（委員長：大林清幸理事）では、愛玩動物看護師が獣医師との適切な役割分担と連携によるチーム獣医療を担う新たな国家資格者として活躍いただくため、動物診療施設における業務のあり方等を検討しております。

その中で、法第42条の規定に基づく「名称の使用制限」について、国家資格を持たない獣医療補助者が今後用いることのできない名称について具体的に示すことが求められました。このことを受け、本会から愛玩動物看護師法をはじめとする獣医療関係法令に抵触する恐れのある獣医療補助者の呼称例をお示しいただくよう照会したところ、令和4年1月28日付け3消安第5767号をもって別添のとおり回答がありましたのでお知らせいたします。

特に別添の記の3においては、「特定の名称について紛らわしい名称か否かを判断することは困難であるが、少なくとも看護師又は動物看護師（以下「看護師等」という。）が含まれる名称を使用することは、法第42条に抵触するおそれがあると考えられる。また、愛玩動物看護師が社会に普及し、認知されるまでの間は、看護師等以外の文言であっても愛玩動物看護師の業務が想起される文言が含まれるものは慎重な取扱いが求められると考えられる。」とされています。

なお、愛玩動物看護師法の施行後は、法第42条に違反した者及びこれを教唆又は幫助した獣医師等は、20万円以下の罰金刑に処せられる旨の罰則が規定されており、当該獣医師に対しては獣医師法に基づき業務停止等の行政罰が課される可能性があることにも留意する必要があります。

つきましては、愛玩動物看護師とともに獣医療を支える国家資格未取得者が用いる呼称については、下記に十分ご留意いただき、飼育者の混乱を招かないよう努めるとともに、社会における愛玩動物看護師の認知度や地位の向上に資するため、その資格取得に協力し、適正なチーム獣医療体制が構築されるよう引き続きご理解とご協力をいただきたく、会員及び関係者への周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 看護師又は動物看護師（以下「看護師等」という。）が含まれる呼称を用いないこと。
- 2 看護師等以外の文言であっても、法の規定に基づく愛玩動物看護師の独占業務である「愛玩動物の診療の補助」が想起される文言が含まれるものは、使用を差し控えるなど慎重に対応すること。

(参考)

愛玩動物看護師法(一部抜粋)

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(参考資料)

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長あて令和3年12月28日付け3日獣発第269号「愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく国家資格未取得者が用いることのできる名称について（照会）」

本件内容の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会 事務局

担当：石川、松岡

TEL:03-3475-1601 Email:ishikawa@nichiju.or.jp

3 消安第 5 7 6 7 号
令和 4 年 1 月 28 日

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく国家資格未取得者が用いること
のできる名称について（回答）

令和 3 年 12 月 28 日付け 3 日獣発 269 号をもって照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

- 1 愛玩動物看護師法（令和元年法第 50 号。以下「法」という。）第 42 条において、
愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用して
はならない、いわゆる名称独占に関して規定されている。
- 2 一般論として、名称独占はその資格を有しない者が当該職業の名称を使用するこ
とを禁止し、公衆の保護を図ることを目的として規定されるものであり、特定の名
称が愛玩動物看護師と紛らわしい名称であるか否かについては、愛玩動物看護師の
普及状況、認知度等社会情勢の変化に応じて判断されることになるものと考えてい
る。
- 3 このため、特定の名称について紛らわしい名称か否かを判断することは困難であ
るが、少なくとも看護師又は動物看護師（以下「看護師等」という。）が含まれる
名称を使用することは、法第 42 条に抵触するおそれがあると考えられる。また、
愛玩動物看護師が社会に普及し、認知されるまでの間は、看護師等以外の文言であ
っても愛玩動物看護師の業務が想起される文言が含まれるものは慎重な取扱いが
求められると考えられる。
- 4 いずれにせよ、愛玩動物看護師の社会における認知度を向上させ、普及していく
ことに関係者が取り組むことが重要と考えている。
- 5 なお、本回答については、法律を共管する環境省にも確認済みであることを申し
添える。

3日獣発第269号
令和3年12月28日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長
郷 達也 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

愛玩動物看護師法施行後における同法に基づく 国家資格未取得者が用いることのできる名称について(照会)

平素より本会の事業にご理解とご指導を賜りありがとうございます。

さて、令和元年に成立した愛玩動物看護師法につきましては、令和4年5月1日の法の完全施行を前に、本会といたしましても診療現場における法の円滑な運用に向けた検討及び周知活動等を進めているところです。

本会の職域別部会の一つである小動物臨床部会(部会長:大林清幸理事)の常設委員会として設置されている小動物臨床委員会では、愛玩動物看護師が獣医師の下でチーム獣医療を担う新たな国家資格者として活躍いただくための動物診療施設における対応等を検討しております。

その中で、法第42条に規定される名称の使用制限について、国家資格を持たない獣医療補助者が今後用いることのできない名称について具体的に示す必要性が求められているところです。つきましては、別紙の獣医療補助者の呼称例のうち、愛玩動物看護師法をはじめとする獣医療、医療等関係法令に抵触する恐れのあるものをご教示いただきたく、誠に勝手ながら令和4年1月末日までにご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

本件内容の問合せ先 公益社団法人 日本獣医師会 事業担当 山本・石川・福田・松岡 TEL 03-3475-1601
--

(別紙)

愛玩動物看護師法施行後における
国家資格を取得していない獣医療補助者が用いることが考えられる呼称例

- (1) 動物看護助手
- (2) 動物医療助手
- (3) 動物診療助手
- (4) 獣医診療助手
- (5) 獣医科助手
- (6) 動物衛生助手
- (7) 動物管理衛生助手
- (8) 動物愛護衛生助手
- (9) 動物病院助手
- (10) 准看護師
- (11) 准動物看護師
- (12) 動物准看護師
- (13) 動物衛生士
- (14) 動物愛護士
- (15) 動物医療管理士
- (16) 動物医療看護士
- (17) 動物管理衛生士
- (18) 動物愛護衛生士
- (19) 動物臨床技師
- (20) 動物総合士
- (21) 動物支援員
- (22) 獣医補助者
- (23) 獣医療補助者
- (24) 獣医師補助者
- (25) 動物看護補助者
- (26) 動物病院技師
- (27) 動物看護アシスタント
- (28) 動物医療アシスタント
- (29) 動物診療アシスタント
- (30) 動物医療アシスタント

- (31) 獣医療アシスタント
- (32) 動物病院アシスタント
- (33) ペット医療アシスタント
- (34) テクニカルアシスタント
- (35) アニマルアシスタント
- (36) メディカルアシスタント
- (37) アニマルヘルスアシスタント
- (38) アニマルメディカルアシスタント
- (39) アニマルテクニカルアシスタント
- (40) アニマルヘルステクニシャン
- (41) ペットテクニシャン
- (42) 動物医療テクニシャン
- (43) アニマルテクニシャン
- (44) アニマルナース
- (45) アニマルメディカルナース
- (46) アシスタントナース
- (47) アニマルアシスタントナース
- (48) アニマルメディカルアシスタントナース
- (49) アニマルテクニカルアシスタントナース
- (50) アニマルメディカルヘルパー
- (51) 獣医療ヘルパー
- (52) 動物医療ヘルパー
- (53) 動物病院ヘルパー
- (54) ペット医療ヘルパー
- (55) アニマルヘルパー
- (56) ペットヘルパー
- (57) 動物ケアスタッフ
- (58) アニマルサポートスタッフ
- (59) アニマルケアスタッフ
- (60) 動物医療サポートスタッフ
- (61) 動物ケアスタッフ
- (62) 動物医療サポーター
- (63) 動物診療サポーター
- (64) アニマルヘルスサポーター
- (65) アニマルケアサポーター

- (66) アニマルケアマネージャー
- (67) アニマルアテンダント
- (68) 動物診療アシスタント
- (69) 動物医療支援者